はじめに、一般質問をするにあたり、体調の都合により着座して質問を行いますこと、ご了承をお願いいたします。

日本共産党県議団の遠藤いく子です。

1、大川小学校訴訟上告問題について

大川小学校訴訟に関する上告承認の議案についてうかがいます。控訴審判決の中心点は子どもの命を徹底して守ることこそ学校及び教育行政の根源的義務であるという判断を根底据えたこと、また控訴審判決が指摘した事前防災の不備とは、想定出来なかった東日本大震災の到来によるものではなく、発生確率が高いと言われていた宮城沖地震想定に対する事前防災が不備であった事を指摘しました。この判決を真正面から受け止め、学校防災の転換を図ることこそ県行政に期待されており、上告を承認することは出来ません。

この件で、議会に対する説明と対応は前代未聞、異例づくめでした。全員協議会での知事答弁は何度も訂正あるいは撤回されました。知事にうかがいます。 全員協議会では事前防災に不備はなかったと断言したにもかかわらず、その後の定例記者会見で「現時点で判断しかねる、わからないというのが正直な気持ち」と、変化したのはなぜですか。言い換えた理由をお答えください。

また東日本大震災のようなM9クラスの地震は予見不可能であったから管理者の責めに帰すべきでないと、全員協議会での私の質疑で繰り返したことについては、訂正されたと受け止めてよろしいですか。

大川小学校の悲劇をはじめ、私たちは痛苦の体験をいたしました。一人一人の未来と無念さを踏まえて、宮城から学校防災の確立を進めなければならない、知事にその決意をうかがいます。

2、宮城県の学校防災について

学校防災には、災害安全と交通安全。生活安全の三領域がありますが、わたくしは今回、災害安全を中心に質問いたします。

まず学校の災害対応の大前提となる地震被害想定についてです。宮城県における地震被害想定は、第四次調査が東日本大震災によって中断・中止となったため、平成16年3月の第三次地震被害想定調査が直近のものです。宮城沖地震の単独型・連動型・長町利府線断層帯型を対象とする被害がまとめられています。今回の大阪北部地震は断層型です。そのメカニズムの詳細ははまだ解明されておりませんが、どこでも起こりうると警鐘が鳴らされています。第五次想定調査を急ぐべきと思いますがいかがですか。

現在市町村のハザードマップのもとになっている浸水予測図は、東日本大震

災の浸水実績をもとに示されています。私は平成16年3月に、内閣府・農水省・国交省がまとめた「津波高潮ハザードマップマニュアル」に基づき、緊急にバッファゾーンを設けて、市町村に示すべきと考えますがいかがですか。

さて平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」が制定されました。しかし、宮城県では、(地形データの作成や地質に関する調査や土地利用の把握などの)基礎調査にもまだ着手しておりません。「津波防災地域づくりに関する法律」の対象は発生頻度が低いが被害が甚大であるものとありますが、津波浸水想定の設定をいつまでに行うのか一刻も早く作業に着手することを求めます。いかがですか。

東日本大震災痛苦の経験の把握と教訓についてうかがいます。これは教育行政のみならず宮城県政全体に課せられた重大な責務です。しかし宮城県では児童生徒の被災について、その全面的把握はしないまま今日に至っていると言わざるを得ません。

一例をあげます。死亡行方不明を出した学校は95校に上っていますが、文 科省調査では、津波による浸水が予想された学校と実際に津波がきた学校に限 定して調査したため、「学校安全基本指針」では児童生徒の犠牲をだした学校は 23校としか明示されておりません。

また県内で死亡行方不明となった430人のうち、学校管理下で亡くなった 児童生徒が何人で、保護者に引き渡された後の犠牲は何人だったのかも明らか になっておりません。

さらに高校生の犠牲は中学生より多く、公立で87人私学で6人の計93人、 県立高校では30校に上っていますが、学校設置者として県教委は、独自の把握を行いませんでした。

子どもたちの最後の姿を把握し公表することは、彼らの生きた証を明らかにすることであり、学校防災の確立を図る前提だと私は考えます。その点をないがしろにしてきた県教育行政の基本姿勢は反省し改めるべきと思いますがいかがですか。

また県教委のその姿勢は、学校防災の取り組みに曖昧さをもたらしていることについて以下うかがいます。

- ① 防災マニュアルについて、私は緊急を要する取り組みとして、浸水域にある学校、川沿いに立つ学校、学区内に浸水域がある学校について、マニュアルの点検を行うべきと思いますがいかがですか。それぞれ何校かも合わせてお答えください。
- ② 次に、犠牲となった小中学生261人のうち、下校中の犠牲は何人でしたか。 改めて伺います。
- ③ スポーツ振興センターは、東日本大震災特別弔慰金制度をつくり、学校管

理下であることを前提に、 ・ ・ ・ 市場金を支給(給付)しました。 宮城県内での 支給は何人でしたか。 それは学校管理下と考えていいのですね。

- ④ 下校中の犠牲に関連して、保護者への引き渡しについてうかがいます。岩手・福島とも津波警報解除までは引き渡さないと県教委が決めていますが、宮城では「交通事情や地域特性を考慮して事態に対応する」としています。大震災で下校中に最も多数の犠牲を出した宮城県の方針が、学校任せのようであってはなりません。改めるべきと思いますがいかがですか。
- ⑤ 小中学生261人のうち、下校中や自宅・地域など、在校以外で亡くなった児童が犠牲児童の7割を占めています。しかし、避難訓練に反映されておりません。県教委のデータで、経年的に避難訓練をみると、訓練回数は増えていますが、訓練を含む防災教育の時間が小学校の全学年で減少しています。また浸水が予測される学校では津波想定の避難訓練を100%行っていると言いますが、「登下校中」の訓練はその半分の学校でしか実施されていません。避難訓練の改善が必要ではありませんか。
- ⑥ 先日地元紙と学校保健学会が共同で行った調査では、防災研修を3回以上 行った学校とほとんど行わなかった学校で、避難の仕方や場所の確認確定 について大きな差がでるなど、研修の重要性が明らかになりました。

また防災マニュアルは万能では無く、遭遇した事態にとっさの判断が求められます。日頃の住民との避難訓練の積み重ねが高台への避難の契機となった雄勝小や、教職員間の十分な議論が高台避難につながった戸倉小など、各学校の貴重な経験をもっと普及させるべきではありませんか。

この項の最後に、大阪北部地震で痛ましい犠牲を出したブロック塀の改善についてうかがいます。

宮城県では平成14年スクールゾーンの危険ブロック塀について調査を行い、536か所について撤去の促進に取り組み、仙台市を除いて現在88か所が残っています。H15年度から18年度までの4年間は県と市が財源を負担、H19年度からは国のスキームを活用して市町村が事業を行っています。早急の取り組みとして、学校施設のブロック塀と通学路にあるブロック塀の点検を急ぐことはもちろん、制度を持たない15市町村をどうするのかお答えください、また国と市町村だけでなく県も負担して促進すべきと思いますが、その考えはありますか。

3、東日本大震災資料の、収集・保存・利活用の課題

私は阪神淡路大震災23周年の今年、実際に足を運んでみてきましたが、神戸大学では、附属図書館に「震災文庫」と称するスペースを設け、開設20年を迎えて、総資料5万3000点、うち5000点を電子化して公開していま

す。利活用も世界的で、一か月以上滞在して調査をする外国の方もいると聞きました。収集と分かり易さに感動して帰ってきました。

先日宮城県図書館が行っている収集や保管、利活用についてお話を聞きました。県図書館では、「震災アーカイブ宮城」と「震災文庫」の二本柱で事業をおこなっており、専任職員を配置して大変な努力をしています。 43万件以上収集したが、アーカイブでの公開は22万件、20万点の資料が未整理であることが分かりました。データの公開作業が追い付かないのです。早急の改善が必要と考えますがいかがですか。

また「震災文庫」は神戸の経験も学んで意欲的に行われ、3階の開架棚に、整理されとても見やすくなっていました。もっと県民に知らせて利活用をはかり、風化を防ぐ力にしたいと思いました。

さて、震災復興企画部では、「東日本大震災の記憶・教訓伝承の在り方検討有識者会議」の取りまとめ報告書を 3 月行いました。大変大事な取りまとめと感じましたが、県図書館との連携がないことが分かりました。伝承内容は、情報・記憶・教訓とされていますが、大震災の一次資料を扱う中核的役割の図書館などとの連携がなされていないのは一刻も早く是正すべきであり、また有識者会議の具体化をどのように図っていくのかうかがいます。

4、被災者の生活再建と遺児・孤児への支援について

災害公営住宅は公営住宅法の特例として入居時の収入要件を設けていませんが、入居したとたんに公営住宅法が適用されるため、収入超過者の家賃値上げと明け渡しが問題になっています。その実態をどう認識していますか、県の対応として、情報共有だけでなく県のイニシアティブでいっせいの取り組みができるよう後押しすることを求めますがいかがですか。

さて今年度に入り、被災者の生活再建について市町村で支援拡充が相次いでいます。この一年で市町村の復興基金(取り崩し型)は事業完了となった自治体も出てきましたが、実際は完了ではなく基金を使い果たしたということです。県の復興基金は今年度末156億円と見込まれていますが、市町の復興基金の状況を調査して市町の要望を聞き追加配分も視野に、さらに支援を強めるべきではありませんか、うかがいます。

さて「みやぎこども育英基金」の運用改善について述べます。ご寄付いただいた育英基金額は100億円を超えていますが、本来の使い方である遺児孤児のための活用は15%程度にとどまっています。

一人当たりの月額給付額は、岩手・福島の約半分、一時金も合わせた満額支 給額で比較すると、高校生まででは宮城が一人当たり369万円に対して岩手 784万円福島遺児684万円孤児912万円。大学生まででは、宮城585万円に対して岩手は自宅通学で1216万円、自宅外通学で1534万円、福島は遺児1044万円孤児1344万円となっており、宮城県の給付額は岩手・福島の4割から5割未満に留まっています。せめて隣県並みに給付を拡充して基金の目的を充実させたうえで、他の活用を考えるべきではありませんか。お答えください。

5、命の水を安全に安定して供給するために

上工下水一体官民連携についてコンセッション方式に踏み出す時、最も重要なことは命の水である上水は高い公共性の確保が絶対の要件であることです。安全な水を安定して県民に届け、料金は可能な限り安価でなければなりません。知事、この点は確認してよろしいでしょうか。

その視点から、何点かうかがいます。まず安全な水の確保について。事業概要書によれば、要求水準未達、つまり水質や水量が達成できない場合、通常なら契約解除になるところ、「治癒期間」の間に問題を解決して水準を確保できれば、運営権者は違反違約金を支払えば済むというものです。これは、要求水準未達を想定しながらペナルティがあまりに軽いことと、治癒期間には、水道事業の安全安定を脅かす事態がありうるということではありませんか。

次に水道料金のことです。広域水道で県は受水市町村から料金を徴収しますが、県は受け取った利用料金を運営権者と按分することになっています。しかし按分の明確な基準がありません。運営権者の利益確保のために料金が上がれば市町村の水道料金に影響します。料金が上がらずとも運営権者の按分率が高まれば、管路や管渠の更新に責任を持つ県の財政に影響を与え、結局料金値上げの引き金になりかねません。

次に経営審査委員会いわゆる第三者機関についてうかがいます。この委員会は、高い公共性を確保チェックできる役割と構成にすべきと考えますが、いかがですか。

次は情報の公開についてです。どんな事業をする場合も情報の公開は基本中の基本であり、是非を判断する根拠に深く関わっています。事業概要書では、財務諸表について県民に公開する規定がありません。これでは、料金の改定や按分率の妥当性を議会も県民も明らかにすることが出来ません。そもそも今回のコンセッションでは、二つの調査について開示請求を行った際、三分の一が真っ黒の状態で、党県議団として知事に審査請求を行っています。県は、財務諸表をはじめとする運営の情報を県民に明らかにすべきと思いますが、いかがでしょうか。

受水市である仙台市から、コスト削減効果の根拠などについて、県企業局に

質問が出ていると聞きました。どのような質問にどうお答えになったのかお示しください。

6, 宿泊税導入について

壇上からの質問の最後に、今議会に提案されている151号議案「観光振興 財源検討会議設置」に関してうかがいます。

第一は、具体的な観光戦略の中身が不明のまま、財源確保だけを諮問するという検討会議のあり方は 本末転倒ではありませんか。

第二に、一応建前は税を含めて幅広に検討すると説明されていますが、財政のプロ集団が集まっている県が、財源づくりを諮問するという異例の手法をとるのは、宿泊税導入の地ならしとも言うべき、巧妙な手口としか思えないのですがいかがですか。

第三に、特別徴収者となる旅館ホテル業などを営む方々から、宿泊税を導入 した場合に、客離れや納税実務等の負担、負担する税金の重さなどを懸念する 声があり増すが、事前の話し合いはしているのか、うかがいます。

以上で壇上からの質問を終わります。

5700字

再質問

① 大川小学校訴訟上告について

大川小学校訴訟の上告について、全協で知事が示した「県の考え」は、こと ごとく揺らいでいます。こんな状況では、上告を取り下げるという判断も視 野に入れて対応すべきと思うが、知事いかがでしょうか。

② バッファゾーンについて

- ○大震災の浸水実績をもとに浸水予測図を市町村に示しているのでバッファゾーンは不要の答弁でした。ここが決定的問題です。津波は震源地の違いや様々な条件の違いによって、浸水域は変わります。大震災でも津波は来なかったから大丈夫と考えれば、あの過ちを繰り返すことになる。バッファゾーンを設けて直ちに示すことは、県の危機管理上の責任です。いかがか。
- ○「津波・高潮ハザードマップマニュアル」では、確実な避難のためにシュミレーションを行う際にバッファゾーンを設けることは必須と言っています。 浸水予測区域の外側にバッファゾーンを設け併せて避難区域とする、予測の不確実性を考慮すれば当然のことです。早急の対応を求めます。
- ③ 学校管理下における学校と地方教育行政の責任
 - ○<u>学校管理下と管理下外が入り交じっている</u>の答弁なら スポーツ振興センターが行った特別弔慰金が、学校管理下を要件としていることは、H23年6月の知事教育長宛の連絡文書で明確にされてます。
 - ○保護者への引き渡しについて、引き渡した後も自宅につくまでは学校管理下という解釈でいいですね。(確認)だとすれば、引き渡した後の子どもたちがどうなったのか、教育行政の責任で把握すべきです。沿岸部のある小学校は、下校中に23人の児童がなくなりましたが、その事実も教訓も当該自治体には報告されていません。
 - ○学校管理下とは設置者の管理責任が問われるということ。県教委は学校管

理下のもとで何人の児童生徒がどのようにして亡くなったのか総括して議会に報告し、避難訓練の内容等に反映させるべきだった、それもやらずに上告などとんでもないです。どうですか。

④ 災害公営住宅家賃についてうかがいます。

○収入超過者の家賃問題です。最近の実例では、当初4万1千円で入居した世帯が13万2千円に、3万3400円で入居の世帯は9万4900円にと驚くべき引き上げです。宮城県のデータでも、これから見込まれる収入超過世帯は987世帯、約1000世帯です。収入超過世帯に対応する重要性の認識はいかがか。

○なぜこのような事態になるのか。家賃の決め方です。近傍同種家賃といいますがは、近隣の民間APなどの家賃で決まるものではありません。災害公営住宅の建設費用に係数をかけて算出されます。建設時に資材や人件費が高騰し、建設場所や戸数など団地の規模などにより、近くの民間よりはるかに高額な家賃になる。収入超過者問題には、どうしても行政の減免介入が必要です。この問題意識は共有できますか。

⑤ 復興基金の津波被災住宅再建支援分について聞きます。石巻市は在宅被災者の制度を作り14億円余を計上しました。石巻市に確認したところ、対象世帯4000世帯、6月1日で受給38件、受給を前提にした事前相談受付が約600件とのことでした。気仙沼市でも危険区域指定前に危険区域内に再建した世帯に、8月から住宅ローンの利子補給を拡充します。被災者のニーズに応えて奮闘する市町にたいして、県は復興基金の活用状況を十分聞き取り、必要なら県の復興基金追加配分も検討すべきではありませんか。

⑥ 遺児孤児への奨学金、

○金額を決定する時文科省の「子ども学習費調査」を根拠の一つにしているわけです。しかし文科省の「学習費調査」は、学校教育費・学校給食費・学校外活動費の三つで構成されており、宮城県が参考にしたのは、学習費総額のなかの学校教育費だけではありませんか。

○学校外活動費は、小中学生では学習費総額の6割をも占めている大変な経費で、そこを全く考慮しない宮城と、学習費総額を考慮して改善に取り組む隣県では、遺児孤児への基本姿勢が違う。基金が足りないわけではない、育英基金の改善を求めます。いかがですか。

⑦ 上工下水一体官民連携について

○私は水道の安全安定を脅かす背景に、「性能発注」があると思います。県は運営権譲渡のメリットとして、性能発注によるコストの削減を強調してきました。しかし上水道における性能発注は、全国どこでも行われたことはありません。仕様発注であれば決められた手順で安全安定の確保はできますが、性能発注では水質未達は完全に排除できないのです。こと上水は人間の体に入るものですから、安全安定は絶対の課題です。いかがですか、

○性能発注に関連してもう一点うかがいます。仙台市議会の6月定例会でみやぎがた管理運営方式について、「コスト削減の算出根拠などが示されておらず、県に明示を求める」また、県が行った「調査」が示されておらず具体性に課題があるとの答弁が報道されています。導入可能性調査とDD調査について、公表すべきと考えますが、いかがか。

⑧ 宿泊税について

宮城県の一年間延べ宿泊者数の規模別では、従業員が9~29人の旅館ホテルが285万人引き受けている、実施自治体の最低ライン100円でも2億850万円が課税される、みんな自腹で納めるしかなくなる、認められない。